

鶴田町妊婦分娩取扱施設アクセス事業

町では、周産期母子医療センター等で分娩する必要がある妊婦に対して、交通費および宿泊費を助成します。

●助成対象者

鶴田町に住所を有し、下記のいずれかに該当する方

- (1) 医学的な理由等により、周産期母子医療センターで分娩する必要がある妊婦
- (2) 医師の判断等、特別な事情があり、住所地から概ね60分以上の移動時間を要する分娩取扱施設で分娩する必要がある妊婦

●助成対象経費および助成金額

- ・交通費（タクシー、自家用車、公共交通機関による移動）
- ・宿泊費（出産時の入院までに前泊分として最大14日分）

※鶴田町妊婦健診アクセス支援事業の助成額と併せて、上限10万円とする。

●申請に必要な書類

- ・妊婦分娩取扱施設アクセス支援事業助成金申請書（助成対象者(1)の場合、周産期母子医療センターによるB面記載必須）
- ・母子健康手帳の写し（出産日及び出産予定日が記載されている部分）
- ・交通費に係る領収書の写し（タクシーを使用した場合）
- ・振込先通帳の写し（対象者名義）

●お問い合わせ先

鶴田町役場 子ども健康課 健康推進係 TEL：0173-22-2111